

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会

共済小委員会（第13回）

議事録

平成31年3月11日（月）

中小企業庁

事業環境部企画課経営安定対策室

経営支援部小規模企業振興課

日時：平成31年3月11日（月）13時00分～13時40分

場所：経済産業省別館3階310会議室

○佐藤経営安定対策室長 それでは、少し早いですけれども、ただいまから「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第13回共済小委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、この年度末の大変お忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

この小委員会の事務局を務めます中小企業庁の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

なお、今日は3月11日でありまして、東日本大震災があった日です。この会議が、一応2時半過ぎに終わることを予定しておりますので、場合によっては途中で黙とうが入ることになっておりますので、そのときは御協力をお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、経営支援部長の奈須野より挨拶をさせていただきます。

○奈須野経営支援部長 皆様こんにちは。経営支援部長の奈須野でございます。

日ごろから経済産業行政、中小企業行政につきまして、御理解、御協力を賜りまして、ありがとうございます。

今日もたくさんの委員の方、年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

昨年のこの場では、小規模企業共済のほうで、制度創設以来、初めての付加共済金をお支払いするという決定をさせていただきました。

今回は、前回御議論いただいた付加共済金の決定方法の方針に従いまして、翌年どうするかと、今回どうするかということをお審議いただくことになっております。よろしくお願ひします。

それから、前回のほうでございますけれども、共済事業の自収自弁の方針について、私どもの考え方を御紹介させていただきました。この点についても、今回、その後の進捗を皆様方に御報告させていただき、御審議を賜りたいと思っております。よろしくお願ひします。

改めまして、本日の審議が、皆さんの忌憚のない御意見をいただくことによって、充実したものとなるよう、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○佐藤経営安定対策室長 それでは、本日の委員の出欠状況でございますが、総数18名のところ、本日15名の御出席をいただいております。

荒牧委員、伊藤委員、柏木委員につきましては、本日、所用により御欠席との御連絡をいただいております。これにより過半数の出席をいただいております。審議会令で定める定数を満たしているところでございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元のiPadをごらんください。

今日の資料は議事次第、委員名簿。資料が3つございまして、資料1-1、1-2、資

料2、以上でございます。きちんと表示されておりますでしょうか。不都合等がございましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、以降の議事進行を山本委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長 皆さん、こんにちは。山本でございます。

本小委員会について円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様には御協力のほど、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題ですが、お手元の議事次第を見ていただくと、2つの議題ということです。

議題（1）ですけれども、世耕経済産業大臣から三村中小企業政策審議会会長に、平成31年度に係る付加共済金の支給率についての諮問がなされております。

この諮問は御承知のとおり、小規模企業共済法第9条第5項において、付加共済金の支給率は、経済産業大臣が各年度ごとに、当該年度の前年度末までに運用収入の見込額、その他の事情を勘案して、中小企業審議会の意見を聞いて定めることとなっていることを受けた、そういう意味では例年の議題ということになります。

それから、議題（2）ですが、小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令の施行について御報告をするものであります。

それでは、早速ですが、議題（1）「小規模企業共済制度の平成31年度付加共済金の支給率について」でございますけれども、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

○西垣小規模企業振興課長 では、私、小規模企業振興課長の西垣のほうから、資料1-2について御説明をさせていただこうと思います。

先ほど、奈須野の挨拶の中にもございましたけれども、昨年、付加共済金を支払うに当たりまして、いろいろこの委員会の場で先生方にも御議論いただいたところですので、どんな議論があったかということも資料の中で触れながら、御説明をさせていただければと思っております。

まず、1ページをめくっていただきますと、目次がございますけれども、付加共済金の概要、そして、支給率の基準となる率の算定について、また、支給率の決定に当たってのその他の事情を勘案するという中身について、それで、まとめをした上で、平成31年度の付加共済金の支給率の決定について、御議論いただければと思っております。

2ページ目をめくっていただければと思います。

まず、繰り返しになって恐縮ですけれども、小規模企業共済制度は、基本共済金という、予定利率に基づいて、固定額として政令で定めている共済金に加えて、実際の運用収入等に応じて支給される付加共済金、右側の上にあります。2階建てで共済金の支給がされるという制度になっております。

この付加共済金につきましては、平成8年度に制度が導入されておりますが、昨年度、平成30年度に初めて支給に至ったというところでございます。

この付加共済金の支給率を決定するために、2つのことをやるのですけれども、まず、下の図の（１）支給率の基準となる率の算定。算定をする計算式が法律上に書いておりますので、この法律上の式に基づいて、まず支給率の基準となる率を算定する。

その上で下の（２）に行きますが、この算定した率を基準としつつ、当該年度以降の運用収入の見込額、その他の事情を勘案して、実際の支給率を決定する。

ここの当該年度以降の運用収入の見込額、その他の事情を勘案するという、勘案の方法についてのルールを当委員会において、特に昨年度いろいろ議論をさせていただき、決めてきたところでございます。

「（１）『支給率の基準となる率』の算定」につきましては、まず分母として仮定共済金等の発生見込総額を計算し、分子の中に付加共済金原資額として、当該年度末の剰余金見込額を置くというように定められているところでございます。

この具体的な中身は、次ページ以降に行きますので、そちらのほうで御説明をさせていただきます。

3ページ目をめくっていただけますでしょうか。

まず、この支給率の基準となる率の算定のうち、分子のほうになります付加共済金原資額の算定方式が、省令によって定まっております。

それを図式にしているのが3ページ目に書いてある絵ですけれども、まず「イ」と書いてあります当該年度「平成31年度の運用収入・掛金等収入」から、「平成31年度の共済金等の支払いに充てる額」を引きまして、さらに「平成30年度末の責任準備金に積み増す額」というものを引いて、さらに、これは昨年議論していただきました業務等経理に繰り入れる額を控除するというので、「平成31年度に業務等経理に繰り入れる額」を引いて、そこに「平成30年度末の剰余金見込額」を足すという計算式を省令で定めておまして、それに基づいて計算したものが、ここに書いております2071億円という数字になります。

参考までに、右側に、この共済制度の財政収支の予測ということで、平成31年の1月末の実績を基に予測した数字を書いておりますが、まず右側、平成31年度の見込みのところ、今あります2071億円が入っております。

ここで御説明したいのは、その左側の平成30年度の見込みに入っております2119億円という剰余金でございますが、これは昨年度、付加共済金を算定するに当たって、右上の（注）というところに書いておりますが、昨年の段階で平成30年度末の見込みとして立てていた額は3422億円でした。

ですので、昨年度のこの委員会のときには、平成30年度末の利益剰余金としては3422億円が発生するであろうという見込みに基づいて、今回お支払いしている付加共済金について議論したという状況でございます。

ただ、実際には平成30年度末の利益剰余金の現時点での見込みが2119億円ですので、昨年の3月に議論していたときより1303億円ぐらい、これは株価の変動が大きな理由ですけれども、落ち込んでいるという状況でございます。

その右下に参考までに書きましたけれども、昨年度、この3422億円というのを付加共済金算定の剰余金として考えるに当たって、推計した平成30年1月末から平成31年3月末までは14カ月ございましたので、14カ月の間に、どれぐらいこの剰余金の見込みが変動するかというリスクとして、1 σ を換算するのか2 σ を考えるのかという議論があったかと思えます。

結果として2 σ を考えましょうということで、ここの2 σ の数字である3365億円、これを3422億円から引いて、その結果としての57億円。これを半分にして28.5億円というのを引いたというのが、昨年議論だったかと思えます。

こうやって見ていただきますと、1 σ 水準の損失見込額ぐらいが、大体この1年間でやはり減ってしまったという状況だった中で、2 σ というルールにさせていただいたというのが、非常に妥当なラインを引いていただいたなと思っているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、次のページに参ります。

これも、この後、省令改正をした報告になる部分なのですが、業務等経理に給付経理から繰り入れる額というのが発生しますが、実際に今回どれぐらい繰り入れるかということでの数字を書かせていただいております。

この共済金の運営にかかる費用が、大体61億円ぐらいという状況でございまして、これが業務等経理に平成31年度に必要と考えられている額でございまして、

そのうち、右側ですけれども、運営費交付金という国から出ている額、これが自収自弁の中でどんどん減らされますというお話をさせていただいている額ですが、平成31年度に関しては30億円程度の交付金が国から充当される。

また、運用益等として3億円程度があるということで、残額である28億円部分が給付経理から繰り入れられる。そして、業務等経理の61億円を回していくという形になっております。

次の5ページ目ですが、今度は分母のお話で、分母としての仮定共済金等の発生見込総額についての計算式でございまして、

これも省令で定められておりますけれども、平成31年度の基準月の時点で、掛金納付期間が36カ月以上、3年以上掛けていらっしゃる方に対して基本共済金が払われますので、その方たちの全在籍口数を1年ごとのグループに区分しまして、それが左下の図で言います平成30年度末で掛金納付期間が2年の人、3年の人、4年の人というグループにしていまして、その掛金納付期間別に共済事由別で、仮定共済金額がどれぐらい発生するかということ、さらに掛け合わせていき、掛金納付期間別の共済事由別の、仮定共済金額の発生見込額を足し上げて総額を算定するというような形をとっております、この算定をした結果、分母の数字が8兆1925億円になっている状況でございまして、

6ページ目に参りまして、今の分母と分子の数字を、そのままこの支給率の基準となる率の数式に入れますと、0.02528という数字が出てまいります。

その次に、支給率の基準となる率の算定として、この0.02528という率を基準としつつ、

当該年度以降の運用収入の見込額、その他の事情を勘案して、付加共済金の支給率を決定するということで、その他の事情を勘案するルールとして、第11回の共済小委員会において決定された事項のルールに当てはめていくこととなります。

そのルールが何かというのが、この赤字の部分になりますけれども、まず当該年度末の剰余金見込額、上で言うております2071億円でございますが、ここから推計リスク2 σ 分を控除して、残りの2分の1を付加共済金原資と計算するという部分が、第11回的时候に決まっている事項でございます。

その上で、2分の1を原資として付加共済金に回しましたので、支給しない残りの2分の1は留保して、次年度以降の付加共済金原資からは控除する。

昨年に関しましては、この支給しない残りの2分の1の留保という額が残っておりますので、この留保額というものと、推計リスク2 σ 分の控除というものを含めて、今回はその他の事情を勘案するという形が必要ということで、次のページに参ります。

まず、7ページ目ですけれども、2 σ 水準の推計リスクというのを、今回推計しますと、3092億円という数字が出てきております。これは先ほどの繰り返しになりますが、平成31年1月末の運用資産額ですので、1カ月ちょっと前の資産額を基準に、来年の3月末、14カ月後の利益剰余金を見込んでいるため、14カ月間の委託運用資産の期待収益率と標準偏差から推計期間リスクを算出するという考え方でございます。2 σ 水準の推計リスクを今回推計してもらおうと、3092億円になるという状況でございます。

この3092億円の推計リスクを引いていくというのが今後の作業なのですけれども、8ページのほうに書かせていただいています。

その際に、先ほど申し上げた昨年の留保額というのが残っておりますので、どちらを先に引くかという順番ですけれども、まず剰余金見込額の2071億円から、昨年度、付加共済金を支給することとした際の留保額の半分、28.5億円を引きますと、2042億円になり、そこから推計リスクの今回の2 σ の3092億円を引くとマイナスとなる。

ですので、その他の事情を勘案した後の付加共済金原資額がマイナスとなってしまうため、平成31年度の付加共済金は発生しないというのが、今年度の状況でございます。

ここまで当てはめて、その次の9ページに参りますけれども「平成31年度の付加共済金の支給率は『0』とする」という形で支給率の決定をさせていただけないかというのが、本日の議題でございます。

今後に備えて、この留保額をどのように見るかということについて、次のページの【参考1】に整理をさせていただいております。

これは、昨年議論したときに、「この留保額は、今後どのようになっていくのでしょうか、どんどん積み上がっていくのでしょうか。」という議論があったかと思っておりますので、少し整理をさせていただきました。

これは仮定の数字でございますけれども、仮に剰余金見込額が非常にたくさんあって、例えば3500億円ぐらい、今年あったとして、留保額28.5億円を引いて、2 σ を引いても

なおかつプラスだった場合には、付加共済金を支払うことになり、その際には半分がまた留保されることとなります。

ですので、この仮定の数字で、例えば379.5億円が2σ引いた後にもあった場合には、その2分の1の189.75億円が付加共済金として支払われ、同時に留保額が189.75億円発生することとなります。

この留保額は、今年の留保額28.5億円と併せた形で、プラスアルファ189.75億円をした、総額218.25億円。これがこのn+1年度末の次の年の剰余金見込額から引かれる形で留保額として積み上げられた形で考えることになるというのが、このルールに基づいていった場合の留保額の考え方でございます。

次の11ページに参ります。

一方で、この留保額は、会計上、特段、何ら手続をしているものではなくて、あくまでこの小委員会のルールに基づいて概念している数字でございますので、例えば、このプラスアルファの利益剰余金というのが発生しなかったとしたら、その場合には利益剰余金の中に概念上あった留保額というものは消滅してしまいます。

ですので、一回、留保額28.5億円以上の損失が出ている場合には、昨年留保した28.5億円は消滅してしまいます。

ですので、仮にその次の年にまたプラスが出て、先ほどのように379.5億円が出て、半分以上を付加共済金で払い、189.75億円を留保することができたとしても、この場合には、前に留保した28.5億円は既に消滅していますので、留保額は189.75億円のみとなって、その次の年は控除されるというような考え方に基づいております。

ここまでが本日のお話なのですけれども、この留保2分の1というお話をさせていただくと、昨年、一体何の議論でこの留保の話になったのかなと、昨年の議論を少し思い出される方もいらっしゃるかと思いますので、次の12ページに、留保が出てきた議論のきっかけとして、昨年議論されました非対称性の参考ページを入れさせていただきました。

この共済金の制度は、最初のところに申し上げましたが、利益が出たときに付加共済金を支払うという制度でございます。それをしますと、損失が出たときには特段何もせず、利益が出たときは支払うという形ですので、下のグラフを見ていただきますと、まず、付加共済金がない場合、このグレーの一番上のように、毎年度どうなっていくかというのと、利益と損失が仮に交互に発生している場合ですけれども、利益が出た年も特段マイナスになることもなく、マイナスになったときはマイナスになりますが、同じレベル感で対称的に推移していく。

それに対して、この下の赤の部分ですけれども、単年度利益の2分の1を原資として払っていくということをしますと、この赤のように、利益剰余金が出たときだけ支払いますので、どんどん下に下がって行ってしまいます。

したがって、単年度で利益と損失が発生していった場合の、下の方に向かってしまう可能性を高くしてしまいます。こうした中で、このまま付加共済金の制度をしていくと、非対称

性により資産がどんどん減少していくという性質が、どうしても強く出てきしまうのではないかというのが、当委員会の議論で出てきたところでございます。

そういう中で、まず、小規模企業共済制度は、この緑のラインなのですけれども、付加共済金の原資そのものを、剰余金を積み上げたストックで見ているために、付加共済金の原資を、これを中退共の議論と比較していたのですけれども、毎年度のフローで見ると比べれば、まだ非対称性の程度は小さくなるという議論をしながらも、今回のこの2分の1を入れることによって、この赤に落ちていく以上に、この緑の部分、一旦残した2分の1を次の年度にもう一回引くという形で推計すると、この非対称性の程度が緩んでくる。そういうことで、この留保というものを、次の年の利益剰余金から引くという議論をさせていただいて、この一番下の部分で、剰余金の累積から推計リスクを控除し、かつ、この2分の1を留保として引いていることによって非対称性の程度が軽減される、こんな議論を昨年させていただいたところでございます。

ここは参考です。

その次のページに、もう一点、参考というところがございます。

先ほど、奈須野の挨拶の中でも少しお話をさせていただきました、昨年、自収自弁の話とかシステムといったことについても、この委員会の場で議論をさせていただきましたので、それを踏まえて中小企業基盤整備機構が、来年度からの5年間、第4期中期目標を定めたところでございますが、その中の書きぶりについて御報告をさせていただこうと思います。

まず、システム改修に関する部分ですけれども、4ポツ、(1)の下線部の部分でございいます。

「小規模企業共済事業、中小企業倒産防止共済事業運営の基幹システムについて、政策要請への迅速な対応等を含む事業継続性の観点並びに事務品質の向上と顧客の利便性向上及び運営主体としての生産性向上を目的として、業務フローの見直しにより業務の効率化・合理化を行うとともに、大規模なシステム改修に着手する」と、こういう形で目標に書かせていただいております。

その次の14ページでございいますが、自収自弁に向けて、小規模企業共済が取り組むことという議論をしていただいた上で、給付経理から業務等経理への繰り入れについて決定していただいたところでございますけれども、中期目標上、5年間の目標でございいますが、下線部で「小規模企業共済事業の運営に要する経費について、運営費交付金に依拠しないことを基本とする運営を行うべく取組を進める」と、こういう形で書かせていただいております。

その次の15ページ目については、御報告でございいます。

昨年の夏に、この共済小委員会の後にあったこととして、災害貸付の御紹介をさせていただこうと思います。

まず、15ページの【参考3】は、一般の小規模企業共済貸付制度についての数字でござ

いますが、大体4000億前後ぐらいで小規模企業共済制度の貸付額は推移しております。こうした中で、いつも一般貸付の御紹介しかしていないのですけれども、その次の16ページ目で、災害時貸付について状況をお話しさせていただこうと思います。

といいますのは、昨年の夏の西日本、広島、岡山、愛媛を中心とした集中豪雨がございましたときに、特例災害時貸付という制度を措置していただいております。

この特例災害時貸付というのは、東日本大震災、熊本地震、そして、昨年の7月豪雨の3回目ということで発動しておりますが、一番右側にございます金利無利子で貸付額上限2000万円という形で共済契約者の方に貸し付けをしているところでございます。

その実績でございますが、上の段ですけれども、本年2月末現在で、この豪雨に関しては87件の4億円ぐらいで、少し規模を見ていただくために、東日本大震災と熊本地震の実績例も挙げさせていただいております。

これは、金利は無利子で、大体即日、支店によっては次の日という貸し付けをしておりますが、無利子で無担保、無保証で何でという御質問もあるかもしれませんが、この貸付額上限2000万円というのは、この2000万円プラス、実際に契約者が既に支払っている額の何割以内となっておりますので、中小機構側からしてみますと、既に契約者から支払っていただいている額の範囲内ということで、貸し倒れリスクというのがないと申しますか、そういう中で特例災害時に関しては、無利子の制度を発動しているという状況でございます。

今日、これを御紹介したのは、小規模企業共済の一つのメリットとして、災害が最近多発しております中で、災害時に共済契約に入っていることで、こういった制度もあるという御紹介として、本日、御報告させていただきました。

私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

昨年の議論の復習も含めて、詳細に御説明をいただいたかと思えます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見でも御質問でも結構ですので、御自由にお出しをいただければと思います。

鹿住委員、どうぞ。

○鹿住委員 1点質問と、もう一点がコメントというかお願いです。

1点目は、3ページの小規模企業共済制度の財政収支の予測の表なのですが、この中の責任準備金繰入の金額です。こちらは平成30年度見込みは1816億円で、平成31年度は繰り入れの見込みというのが80億円ということで、かなり大幅に減少しているのですが、この要因を教えてくださいということです。

もう一点、コメントは、別に今回の付加給付ゼロということに異論を申し上げるわけではなく、これはルールに従って淡々と計算されたものなのですが、ただ、恐らく、一般の共済契約者の方が資料をごらんになったときに、剰余金見込みが2000億円以上ありつつ、でも、付加給付はゼロということで、これは制度の安定性ということを非常に重視した結

果なのだということを、議事録でも何でも結構なのですが、どこかわかるように表示されておく方が御理解は得やすいのではないかというコメントでございます。

○山本委員長 それでは、まず第1点の責任準備金のお答えを、どなたかお願いします。どうぞ。

○中小機構飯田共済事業推進部審議役 それでは、お答えさせていただきます。

責任準備金につきまして、確かに大幅に減っているのですけれども、上の共済金のところを見ていただきますと、同じようにこちらは出ております。推計の前提条件の問題でして、予定脱退率を使っておりますので、共済金としてお支払いをしているので、責任準備金は落ちているという関係になっていると御理解いただければと思っております。

○山本委員長 第2点もお願いします。

○西垣小規模企業振興課長 あと、もう一つの方は、鹿住先生から言っていた制度の安定性という観点から、この利益剰余金の中からどのように考えるかというときに、こういった勘案する事情について積み上げてきた。これに基づいて、今回はゼロにするという形で、例えば、今、ここでお答えしているのが議事録として残りますので、そういう形で残させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○山本委員長 鹿住委員、よろしいでしょうか。

○鹿住委員 はい。

○山本委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 ありがとうございます。

私も反対の立場ではなく、これは賛成と申し上げたいのですが、念のためということで、11ページの剰余金が消失してしまった場合です。これを見ていると、留保額がなくなるかならないかという判断は、平成31年の付加共済金を決定する際には、平成30年度末の決算が確定していないと留保額がどうなるかという、帰趨がわからないということになってしまうと思います。例えば、今日お示ししていただいている二千何億という見込額で判断するとか、そういった柔軟に対応できる仕組みにしておいたほうがいいかなという感想を持ちました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○西垣小規模企業振興課長 そういう意味では、この剰余金見込額という書き方がいけないのかなということでございまして、趣旨は先生のおっしゃっていることを考えておりましたので、そのように丁寧に書きたいと思っております。ありがとうございます。

○山本委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

特段ございませんか。

それでは、今、幾つかの御指摘、御質問等が出ましたが、事務局から提示された案、それ自体については特段の御異論はないと了解させていただいてよろしゅうございましょうか。

(委員首肯)

○山本委員長 それでは、事務局提案、その結論部分は資料9ページのところでございますけれども「平成31年度の付加共済金の支給率は『0』とする」という結論であります、これについて御異論がないようでしたら、当小委員会の議決とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

(委員首肯)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、中小企業政策審議会運営規程に基づきまして、本小委員会の議決を、中小企業政策審議会経営支援分科会のほうに諮ることとし、そこで承認をいただければ、中小企業政策審議会会長の御同意を得た上で、中小企業政策審議会の議決として、その旨、経済産業大臣への答申とさせていただきたいと存じます。ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題(2)の「小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令の施行について」で、これは報告事項でありますけれども、これについても、まず事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○西垣小規模企業振興課長 お手元に省令の改正前後の表を配らせていただいております、これは3月6日に定めた省令ですので御報告なのですけれども、昨年、この委員会で給付経理から業務等経理への繰り入れということをお認めいただきまして、その業務等経理への繰り入れをした場合に、本日議論している付加共済金原資の中から繰入費用を控除するという、省令上、その控除のための規定を入れなければいけないという、非常に技術的な省令改正でございますけれども、それが無事に、年度末前である3月6日に省令改正という形で実施されたという御報告でございます。

一点御報告がございまして、前の議題に関係するのですけれども、昨年、付加共済金について、ここで最終的に28.5億を付加共済金原資にするというお話をしたときに、実際、どれぐらいの額が支払われるのでしょうかという御質問を受けていたかと思えます。

その際に、1000万円ぐらいをもらえる方ですと、3,600円ぐらいですというような数字を参考までに、たしか堤委員の御質問でお答えさせていただいていたかと思えますけれども、今年の2月末までの付加共済金の支給実績で言いますと、たまたまなのですが、平均支給額が1000万円強になっているために、平均の付加共済金の支給が3,330円と、予定どおり、共済事由の発生された方から順次支払われているという状況になっておりますので、御報告させていただきます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの議題(2)の説明と、議題(1)についての付加的な御説明がご

ございましたけれども、どの点についても結構ですので、御意見、御質問があればお出しただけければと思います。

特段、よろしいですか。

それでは、予定した議題は以上のおりですが、事務局のほうから何かありますか。

○西垣小規模企業振興課長 今日はお忙しい中、いろいろ御議論いただいて、ありがとうございます。

今後のお話なのですけれども、大体、毎年夏ぐらいにもう一回本委員会を開かせていただいているかと思えますけれども、小規模企業共済法のほうは、5年ごとに制度を見直すということが法律上に規定されておりまして、来年、その見直しに当たるという状況でございます。

したがいまして、年度をまたいで今年の夏、来年度の話でちょっと気が早くて恐縮なのですが、どういった議論をしていくのか等について、夏ぐらいに、また皆様に少し知恵をいただくといいですか、こちらのほうでどんなことを考えていくかについてのお話をさせていただくような機会ができればなと思っておりますので、また引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

既にこの委員会での議論の中で、幾つか課題のようなものもこれまで出てきているのではないかと思いますので、そういう点について、また御議論いただければと思います。

それでは、本日はこれで終了したいと思います。予定よりはかなり早かったように思いますが、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。